

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険資格管理・給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDにより操作権限を限定する。また、事務の一部を外部委託事業者に委託しているため、個人情報の保護に関する契約を締結し、情報漏えいを防止する。

## 評価実施機関名

福岡県八女市長

## 公表日

令和2年10月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 届出による国保資格の取得及び保険証の交付、喪失処理、各種給付等の申請書の受理・審査・給付を行う</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 八女市は、国民健康保険法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 (1)市の区域内に住所を有することによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認 (2)法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認 (3)被保険者証の返還の通知、返還及び交付 (4)被保険者資格証明書の交付及び再交付の申請 (5)被保険者証の再交付申請後の返還及び被保険者証の検認又は更新 (6)高齢受給者証の交付、再交付申請及び再交付申請後の返還 (7)被保険者の氏名、世帯変更の届出及び確認 (8)世帯主の変更及び住所変更の届出の受理及び確認 (9)特別の事業に関する届出 (10)市の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る事務及び届出の受理・法6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認 (11)基準収入額適用申請の受理及び確認 (12)一部負担金減免の申請の受理及び証明書の交付 (13)法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定申請の受理及び認定 (14)法による入院時食事療養費標準負担額減額認定証の検認又は更新、再交付申請の受理及び再交付後の返還 (15)法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請の受理、保険外併用療養費申請及び支給 (16)法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定の申請の受理及び認定 (17)法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の保険外併用療養費申請及び支給 (18)法による限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給の申請の受理及び支給 (19)療養費の支給申請の受理 (20)特別療養費に係る療養に関する届出 (21)移送費の支給申請の受理 (22)特別療養給付の申請の受理、確認及び交付 (23)特別療養証明書の交付、返還(資格喪失)、氏名又は住所変更の受理、再交付申請の受理、再交付後の返還及び特別の事情の届出 (24)令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定の申請の受理、認定及び認定証の交付(限度額適用認定証の申請の受理) (25)特別の事情に関する届出(限度額適用認定証の申請、返還) (26)限度額適用認定証の検認又は更新、再交付及び返還の通知 (27)令第29条の4第1項第3号ハ若しくはニ、第4号ハ若しくはニ又は第五号ハの保険者の認定の申請の受理、認定(限度額適用認定証・標準負担額適用認定の申請の受理) (28)限度額適用認定証・標準負担額適用認定の交付、検認又は更新、返還、再交付申請の受理、再交付後の返還 (29)法による特定疾患対象療養の申請の受理、所得区分等の変更の届出、所得区分等の通知、所得区分等の変更通知 (30)法による特定疾病の保険者の認定申請の受理、認定・特定疾病受療証の交付、返還、検認又は更新、再交付申請、再交付後の返還 (31)法による高額療養費の支給申請の受理及び支給 (32)法による高額介護合算療養費の支給申請の受理、支給及び通知並びに証明書の交付申請の受理及び交付 (33)法による原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の受理及び確認 (34)他の法令による医療に関する給付との調整 (35)出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付 (36)傷病手当金の支給その他の保険給付 (37)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」)</p>

③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity国保(資格)</li> <li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li> <li>・中間サーバ(自治体中間サーバ)</li> <li>・次期国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバ</li> </ul>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険資格台帳 給付等の届出記録 給付等申請書 資格・給付データ	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】          番号法第9条第1項 別表第1の30の項</p> <p>【各手続の根拠】          イ(1)～(36)の事務          国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条、第63条の2、第64条、第70条、第76条、第77条、第78条、第116条、第116条の2          介護保険法第134条          国民健康保険法施行令第27条の2、第29条、第29条の4、第29条の7の2          国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の7、第5条の8、第5条の9、第6条、第7条、第7条の2、第7条の4、第7条の4、第7条の4、第7条の4、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第13条、第20条の2、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第27条、第27条の5、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の17、第27条の26、第28条、第32条の3、第32条の5、第32の6          イ(37)の事務          国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項          番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p>
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】          イ(1)～(36)の事務          ・番号法第19条第7号 別表第2の項番; 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106          ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令; 第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第17条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条          イ(37)の事務          ・番号法附則第6条第4項          ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>【情報照会の根拠】          ・番号法第19条第7号 別表第2の項番; 42,43          ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令; 第25条</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部健康推進課、市民部税務課
②所属長の役職名	健康推進課長、税務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部総務課文書法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	健康福祉部健康推進課国民健康保険係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1116 メールアドレス:kenkosuishin@city.yame.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I-1 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity国保(資格)</li> <li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity国保(資格)</li> <li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・次期国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> </ul>	事後	
平成29年2月27日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の42の項、43の項、44の項、45の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項、46の項</p>	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の項番; 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令;第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第17条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2の項番;42,43 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令;第25条</p>	事後	
令和1年6月18日	様式変更に伴い全面改訂			事後	
令和2年10月1日	I-1 ②事務の概要	<p>ア 事務の説明 届出による国保資格の取得及び保険証の交付、喪失処理、各種給付等の申請書の受理・審査・給付を行う</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 八女市は、国民健康保険法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・市の区域内に住所を有することによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認 ・法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認</p>	<p>ア 事務の説明 届出による国保資格の取得及び保険証の交付、喪失処理、各種給付等の申請書の受理・審査・給付を行う</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 八女市は、国民健康保険法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 (1)市の区域内に住所を有することによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認 (2)法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I - 1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の返還の通知、返還及び交付</li> <li>・被保険者資格証明書の交付及び再交付の申請</li> <li>・被保険者証の再交付申請後の返還及び被保険者証の検認又は更新</li> <li>・高齢受給者証の交付、再交付申請及び再交付申請後の返還</li> <li>・被保険者の氏名、世帯変更の届出及び確認</li> <li>・世帯主の変更及び住所変更の届出の受理及び確認</li> <li>・特別の事業に関する届出</li> <li>・市の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る事務及び届出の受理・法6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認</li> <li>・基準収入額適用申請の受理及び確認</li> <li>・一部負担金減免の申請の受理及び証明書の交付</li> <li>・法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定申請の受理及び認定</li> <li>・法による入院時食事療養費標準負担額減額認定証の検認又は更新、再交付申請の受理及び再交付後の返還</li> <li>・法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請の受理、保険外併用療養費申請及び支給</li> <li>・法による入院時生活療養標準負担額減額の認定の申請の受理及び認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3)被保険者証の返還の通知、返還及び交付</li> <li>(4)被保険者資格証明書の交付及び再交付の申請</li> <li>(5)被保険者証の再交付申請後の返還及び被保険者証の検認又は更新</li> <li>(6)高齢受給者証の交付、再交付申請及び再交付申請後の返還</li> <li>(7)被保険者の氏名、世帯変更の届出及び確認</li> <li>(8)世帯主の変更及び住所変更の届出の受理及び確認</li> <li>(9)特別の事業に関する届出</li> <li>(10)市の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る事務及び届出の受理・法6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認</li> <li>(11)基準収入額適用申請の受理及び確認</li> <li>(12)一部負担金減免の申請の受理及び証明書の交付</li> <li>(13)法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定申請の受理及び認定</li> <li>(14)法による入院時食事療養費標準負担額減額認定証の検認又は更新、再交付申請の受理及び再交付後の返還</li> <li>(15)法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請の受理、保険外併用療養費申請及び支給</li> <li>(16)法による入院時生活療養標準負担額減額の認定の申請の受理及び認定</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I - 1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法による入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の保険外併用療養費申請及び支給</li> <li>・法による限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給の申請の受理及び支給</li> <li>・療養費の支給申請の受理</li> <li>・特別療養費に係る療養に関する届出</li> <li>・移送費の支給申請の受理</li> <li>・特別療養給付の申請の受理、確認及び交付</li> <li>・特別療養証明書の交付、返還(資格喪失)、氏名又は住所変更の受理、再交付申請の受理、再交付後の返還及び特別の事情の届出</li> <li>・令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定の申請の受理、認定及び認定証の交付(限度額適用認定証の申請の受理)</li> <li>・特別の事情に関する届出(限度額適用認定証の申請、返還)</li> <li>・限度額適用認定証の検認又は更新、再交付及び返還の通知</li> <li>・令第29条の4第1項第3号ハ若しくは二、第4号ハ若しくは二又は第五号ハの保険者の認定の申請の受理、認定(限度額適用認定証・標準負担額適用認定の申請の受理)</li> <li>・限度額適用認定証・標準負担額適用認定の交付、検認又は更新、返還、再交付申請の受理、再交付後の返還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(17)法による入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の保険外併用療養費申請及び支給</li> <li>(18)法による限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給の申請の受理及び支給</li> <li>(19)療養費の支給申請の受理</li> <li>(20)特別療養費に係る療養に関する届出</li> <li>(21)移送費の支給申請の受理</li> <li>(22)特別療養給付の申請の受理、確認及び交付</li> <li>(23)特別療養証明書の交付、返還(資格喪失)、氏名又は住所変更の受理、再交付申請の受理、再交付後の返還及び特別の事情の届出</li> <li>(24)令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定の申請の受理、認定及び認定証の交付(限度額適用認定証の申請の受理)</li> <li>(25)特別の事情に関する届出(限度額適用認定証の申請、返還)</li> <li>(26)限度額適用認定証の検認又は更新、再交付及び返還の通知</li> <li>(27)令第29条の4第1項第3号ハ若しくは二、第4号ハ若しくは二又は第五号ハの保険者の認定の申請の受理、認定(限度額適用認定証・標準負担額適用認定の申請の受理)</li> <li>(28)限度額適用認定証・標準負担額適用認定の交付、検認又は更新、返還、再交付申請の受理、再交付後の返還</li> </ul>	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I-1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法による特定疾患対象療養の申請の受理、所得区分等の変更の申出、所得区分等の通知、所得区分等の変更通知</li> <li>・法による特定疾病の保険者の認定申請の受理、認定・特定疾病受療証の交付、返還、検認又は更新、再交付申請、再交付後の返還</li> <li>・法による高額療養費の支給申請の受理及び支給</li> <li>・法による高額介護合算療養費の支給申請の受理、支給及び通知並びに証明書の交付申請の受理及び交付</li> <li>・法による原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の受理及び確認</li> <li>・他の法令による医療に関する給付との調整</li> <li>・出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付</li> <li>・傷病手当金の支給その他の保険給付</li> </ul>	<p>(29)法による特定疾患対象療養の申請の受理、所得区分等の変更の申出、所得区分等の通知、所得区分等の変更通知</p> <p>(30)法による特定疾病の保険者の認定申請の受理、認定・特定疾病受療証の交付、返還、検認又は更新、再交付申請、再交付後の返還</p> <p>(31)法による高額療養費の支給申請の受理及び支給</p> <p>(32)法による高額介護合算療養費の支給申請の受理、支給及び通知並びに証明書の交付申請の受理及び交付</p> <p>(33)法による原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の受理及び確認</p> <p>(34)他の法令による医療に関する給付との調整</p> <p>(35)出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付</p> <p>(36)傷病手当金の支給その他の保険給付</p> <p>(37)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」)</p>	事後	
令和2年10月1日	I-1 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity国保(資格)</li> <li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・次期国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity国保(資格)</li> <li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li> <li>・中間サーバー(自治体中間サーバー)</li> <li>・次期国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I-3 法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項</p> <p>【各手続の根拠】 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条、第63条の2、第64条、第70条、第76条、第77条、第78条、第116条、第116条の2 介護保険法第134条 国民健康保険法施行令第27条の2、第29条、第29条の4、第29条の7の2 国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の7、第5条の8、第5条の9、第6条、第7条、第7条、第7条の2、第7条の4、第7条の4、第7条の4、第7条の4、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第13条、第20条の2、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第27条、第27条の5、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の17、第27条の26、第28条、第32条の3、第32条の5、第32の6</p>	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の30の項</p> <p>【各手続の根拠】 イ(1)～(36)の事務 国民健康保険法第9条、第42条、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第56条、第57条の2、第57条の3、第58条、第63条の2、第64条、第70条、第76条、第77条、第78条、第116条、第116条の2 介護保険法第134条 国民健康保険法施行令第27条の2、第29条、第29条の4、第29条の7の2 国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の7、第5条の8、第5条の9、第6条、第7条、第7条、第7条の2、第7条の4、第7条の4、第7条の4、第7条の4、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第13条、第20条の2、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第27条、第27条の5、第27条の12の2、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の17、第27条の26、第28条、第32条の3、第32条の5、第32の6 イ(37)の事務 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第2の項番; 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令; 第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第17条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第2の項番; 42,43</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令; 第25条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ(1)～(36)の事務</li> <li>番号法第19条第7号 別表第2の項番; 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令; 第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第17条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条</li> <li>イ(37)の事務</li> <li>番号法附則第6条第4項</li> <li>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第2の項番; 42,43</li> <li>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令; 第25条</li> </ul>	事後	
令和2年10月1日	I-5 ①部署	市民福祉部市民課、総務部税務課、総務部納税課	健康福祉部健康推進課、市民部税務課	事後	
令和2年10月1日	I-5 ②所属長	市民課長 井上 寿代、税務課長 堤 英利子、納税課長 川島 幹夫	健康推進課長、税務課長	事後	
令和2年10月1日	I-7 請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス: soumu@city.yame.lg.jp	総務部総務課文書法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス: soumu@city.yame.lg.jp	事後	
令和2年10月1日	I-8 連絡先	市民部市民課国保年金係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1116 メールアドレス: shimin@city.yame.lg.jp	健康福祉部健康推進課国民健康保険係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1116 メールアドレス: kenkosuishin@city.yame.lg.jp	事後	